

# 第94回 鳥栖市都市計画審議会

「次期ごみ処理施設整備に関する都市計画決定について」

○鳥栖基山都市計画ごみ焼却場の決定

○鳥栖基山都市計画下水道の変更



令和2年8月3日

# 目次

1. 次期ごみ処理施設の概要

2. 環境影響評価(環境アセスメント)について

3. 都市計画決定について

4. 都市計画決定スケジュール

5. 住民意見の概要・見解

# 目次

1. 次期ごみ処理施設の概要

2. 環境影響評価(環境アセスメント)について

3. 都市計画決定について

4. 都市計画決定スケジュール

5. 住民意見の概要・見解

# 1. 次期ごみ処理施設の概要(事業の目的及び内容)

## ■佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業

鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町の2市3町が、広域ごみ処理体制の構築を目指すため、令和6年度に向けて次期ごみ処理施設の整備を進めるものです。



佐賀県東部環境施設組合が、鳥栖市真木町において次期ごみ処理施設の整備を計画しています。



施設の整備にあたっては

- 都市計画の決定
  - 環境影響評価
- の手続を行う必要があります。

# 1. 次期ごみ処理施設の概要(施設整備の経緯①)

## ■鳥栖市における廃棄物(ごみ)処理施設の変遷

時期	処理の方法
～昭和42年度	轟木町の焼却炉で処理 (処理能力 3.5t/日)
昭和42～51年度	衛生処理場(真木町)内に最初の焼却施設を設置し処理 (処理能力 20t/日)
昭和51～平成16年度	衛生処理場(真木町)内に新たな焼却施設を建設し処理 (処理能力120t/日)
平成16～令和5年度	鳥栖・三養基西部環境施設組合※の施設(みやき町)で共同処理 (溶融資源化センター 処理能力132t/日)  ※鳥栖市・みやき町・上峰町のごみを共同で処理することを目的に設立した一部事務組合(特別地方公共団体)
令和6年度～	佐賀県東部環境施設組合※が新たに整備する施設で共同処理を行う予定 (想定処理能力172t/日)  ※鳥栖市・神崎市・吉野ヶ里町・上峰町・みやき町のごみを共同で処理することを目的に設立した一部事務組合(特別地方公共団体)

# 1. 次期ごみ処理施設の概要(施設整備の経緯②)

## ■建設予定地の経過

時期	経過
平成26年1月	鳥栖市に対して、鳥栖・三養基西部環境施設組合、上峰町、みやき町が建設候補地選定を依頼
平成26年5月	鳥栖市において、鳥栖市次期ごみ処理施設候補地選定検討委員会を組織し、候補地を検討
平成26年10月	鳥栖市において、真木町衛生処理場敷地を建設候補地として決定
平成28年2月	神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町と共に、2市3町で構成する佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会を設立
平成28年3月	佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会首長会において、建設予定地は、衛生処理場敷地に、し尿処理施設用地、浄化センター用地の一部を含めた約4.2haとすることで確認
平成29年11月	2市3町で佐賀県東部環境施設組合を設立
平成31年4月	佐賀県東部環境施設組合首長会において、建設予定地を約1.7haに縮小し、ごみ処理施設のみを整備することで確認

# 1. 次期ごみ処理施設の概要(施設整備の経緯③)

## ■候補地選定について

選考過程	内容	結果
候補地抽出	一定規模の公有地、準公有地などの条件に合致する土地を抽出	25カ所を抽出
第一次選考	法令等により建設地に適さない土地を除外(史跡、自然公園、都市計画公園、保安林、農用地区域、災害危険箇所、等)	8カ所絞り込み
第二次選考	他の候補地と比較して明らかに困難と思われる土地を除外(搬入道路確保が困難、土地利用計画上困難、活断層近接の可能性、大規模な造成工事が必要)	5カ所絞り込み
第三次選考	環境条件、経済条件、用地取得条件、立地条件等の視点で20の評価項目を設定し、候補地を評価	衛生処理場敷地が最も高い評価
次期ごみ処理施設誘致の対応	市内の一地区から次期ごみ処理施設誘致の要望があったため、地元で想定される候補地と衛生処理場敷地を比較検討した。	衛生処理場敷地が高い評価

○鳥栖市として、衛生処理場敷地を候補地として決定し、鳥栖・三養基西部環境施設組合に報告

○その後、2市3町の首長による協議により、建設予定地が決定

# 1. 次期ごみ処理施設の概要(施設整備の経緯④)

## ■建設予定地の変更①

これまでの計画では、建設予定地(約4.2ヘクタール)に2市3町のごみ処理施設とリサイクル施設の2施設を整備し、処理を行う予定となっていました。

(これまでの建設予定地)



当初建設予定地の一部から埋設物等と環境基準値を超える物質が確認されたことから、建設スケジュール等への影響を考慮し、建設予定地の見直しを行いました。

# 1. 次期ごみ処理施設の概要(施設整備の経緯⑤)

## ■建設予定地の変更②

建設予定地(約1.7ヘクタール)に2市3町のごみ処理施設のみを整備し、処理を行う予定です。

(現在の建設予定地)



新たな建設予定地(約1.7ヘクタール)において実施された土壌調査においては、埋設物や環境基準値を超える物質は確認されていません。

# 1. 次期ごみ処理施設の概要(施設整備の経緯⑥)

## ■建設予定地の状況

建設予定地(約1.7ヘクタール)は現在、浄化センター用地の一部であることから、建設に先立ち、都市計画法に基づく手続きが必要となります。

(現在の建設予定地)



次期ごみ処理施設の建設予定地(斜線部分)については、浄化センターの区域を変更し、新たに、ごみ焼却場としての都市計画決定が必要となります。

# 1. 次期ごみ処理施設の概要(施設整備の必要性①)

## ■現施設(みやき町)の状況

### ●現在のごみ処理施設(溶融施設)の耐用年数が20年

現施設の心臓部であるごみを高温で処理する『溶融炉』の耐用年数は、20年稼働という条件で設計されており、この耐用年数に基づき、施設の設置期限は20年とされています。

→施設の運用が始まった平成16年度から20年目にあたる令和5年度が設置期限

### ●設置期限についての地元との協定

上記を踏まえ、鳥栖・三養基西部環境施設組合(みやき町)が地元と交わした協定により、現施設の設置期限は20年(令和5年度まで)となっています。



**令和5年度までに次期ごみ処理施設の整備を終え、令和6年度から施設の運用を開始する必要があります。**

# 1. 次期ごみ処理施設の概要(施設整備の必要性②)

## ■広域処理する理由①

ダイオキシン類の削減や財政負担軽減のため、平成11年2月に『佐賀県ごみ処理広域化計画』が策定されており、この計画の中で、鳥栖・三養基西部環境施設組合を構成する鳥栖市、上峰町、みやき町と、脊振共同塵芥処理組合を構成する市町のうち神埼市、吉野ヶ里町を合わせた2市3町を「東部ブロック」として広域化を進めることとなっています。



### ○東部ブロック(2市3町)

鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、みやき町、上峰町

### ○中部ブロック(3市)

佐賀市、多久市、小城市

### ○北部ブロック(1市1町)

唐津市、玄海町

### ○西部ブロック(4市5町)

伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、白石町、江北町、大町町、太良町

# 1. 次期ごみ処理施設の概要(施設整備の必要性③)

## ■広域処理する理由②

### ●経済効果

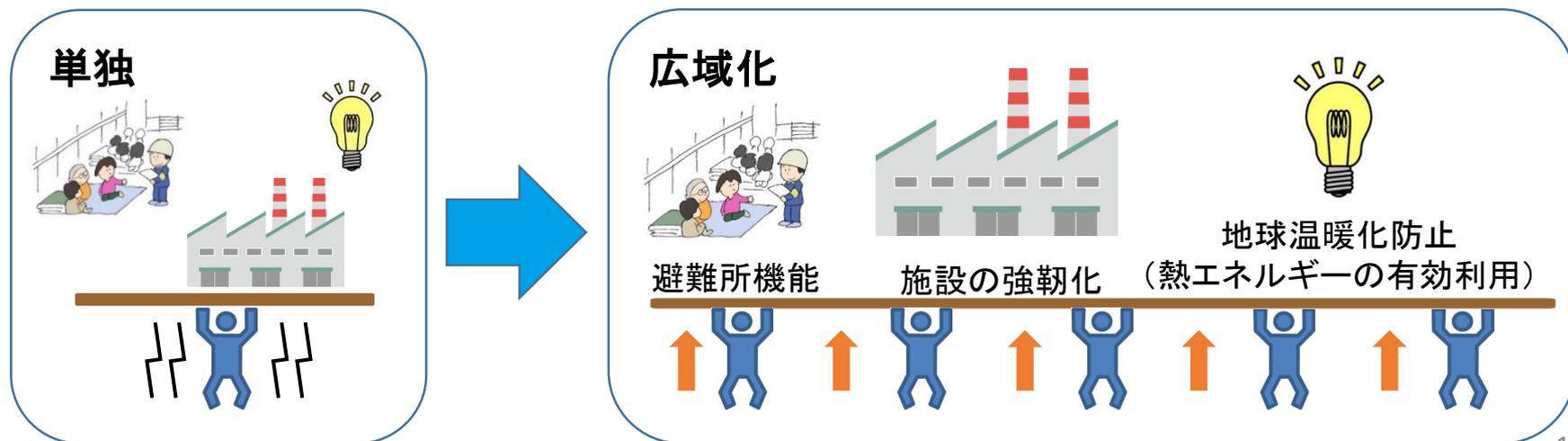
広域化することで、施設の整備・運営に関するコスト負担が軽減されます。

### ●防災機能の強化

広域化することで、より強靱な防災機能(事業継続機能、避難所機能)を備えた施設を整備することができます。

### ●環境負荷の軽減

広域化することで、区域内における環境負荷の軽減が図られます。また、ごみ処理の際の熱エネルギーで、より高効率の発電・熱利用が可能となります。





地域とともに歩む、安心・安全・安定の

循環型まちづくりに貢献します。



### 施設の基礎数値

#### 【施設能力】

172t/日 (86t/日×2炉)

#### 【処理方式】

全連続燃焼式焼却炉(ストーカ炉式)

#### 【発電容量】

定格出力3,800kW(発電機端)

#### 排ガス基準

項目	基準値
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N 0.01
硫酸酸化物	ppm 30
窒素酸化物	ppm 100
塩化水素	ppm 30
水銀	μg-TEQ/m <sup>3</sup> N 25
一酸化炭素	ppm 30(4h平均値)
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 0.05

表中の数値は全て酸素濃度12%換算値

## 提案のコンセプト

- 実績をもとにした30年間安心・安全・安定稼働する施設
- 最新技術を結集した環境にやさしい最終処分量ゼロの施設
- 強靱なハードとソフトの対策で災害に強い施設
- 地域と協調し、未来へ継承する開かれた施設

## 提案の特徴

### 7 実績をもとにした30年間安心・安全・安定稼働する施設

**特長** 信頼性の高い焼却炉

- 技術改善の実績に基づく信頼性の高いストーカ炉を採用
- 燃焼技術を結集して、幅広いごみ量、ごみ質に対応
- 国内最多の稼働実績に基づく維持管理計画、長寿命化計画を策定・実行
- 遠隔監視・運転支援センターにより、本施設を24時間体制で支援し安定稼働を維持

- ごみ質変動に強い燃焼装置
- ボイラー高温腐食対策
- 新型火格子
- 自動燃焼制御
- 高効率無触媒脱硝装置

### 2 最新技術を結集した環境にやさしい最終処分量ゼロの施設

**特長** 最新技術を結集した排ガス対策

- 排ガス処理の最新技術を結集して公害防止を徹底
- エネルギーを最大限回収する高効率発電システムを採用
- 焼却残渣の全量を資源化し、最終処分量ゼロを実現

① 対策 ストーカ炉+自動燃焼制御 効果 NOx・CO・ダイオキシン類の発生抑制	③ 対策 活性炭・消石灰吹き込み 効果 SOx・HCl・水銀・ダイオキシン類を安定除去	⑤ 対策 バグフィルター出口に酸素濃度計を追加して酸素濃度制御 効果 NOx・CO・ダイオキシン類の発生抑制
② 対策 高効率無触媒脱硝装置 効果 NOxの安定除去	④ 対策 除去効率の高い最適な排ガス温度設定 効果 SOx・HCl・水銀・ダイオキシン類を安定除去	⑥ 対策 応答速度が早いレーザー式HCl計による消石灰量制御 効果 HClの安定除去
⑦ アンモニア 活性炭 消石灰 ⑧ バグフィルター ⑨ 集じん機 ⑩ 煙突		⑦ 対策 集じん灰再循環システム 効果 SOx・HCl・水銀・ダイオキシン類を安定除去

①②③④⑤⑥⑦ : 抑制技術    ⑧⑨⑩ : 除去技術

### 3 強靱なハードとソフトの対策で災害に強い施設

**特長** 災害に強い施設

- 施設の耐震化と現状地盤+5.5mの万全の浸水対策を実施
- 非常用発電機などの設置により災害時も運転を継続し、地域住民の一時避難所を開設
- BCP(事業継続計画)の策定、災害状況に応じた緊急対応マニュアルを整備

浸水深5.5mまで浸水対策

RC構造(現況地盤+5.5m以上)・水密扉設置

工場棟

管理棟

避難スペース

5.5m

### 4 地域と協調し、未来へ継承する開かれた施設

**特長** 地域密着型の運営ネットワーク

- 地域に開かれた緑地広場と管理棟を整備し幅広いコミュニティを創出
- 地域住民の皆様、地元の企業様、地元の学生様との積極的な協調により、信頼関係を構築し、未来へ継承する施設

地元NPO法人

地元教育機関

SPC

構成市町の住民

# 目次

1. 次期ごみ処理施設の概要

2. 環境影響評価(環境アセスメント)について

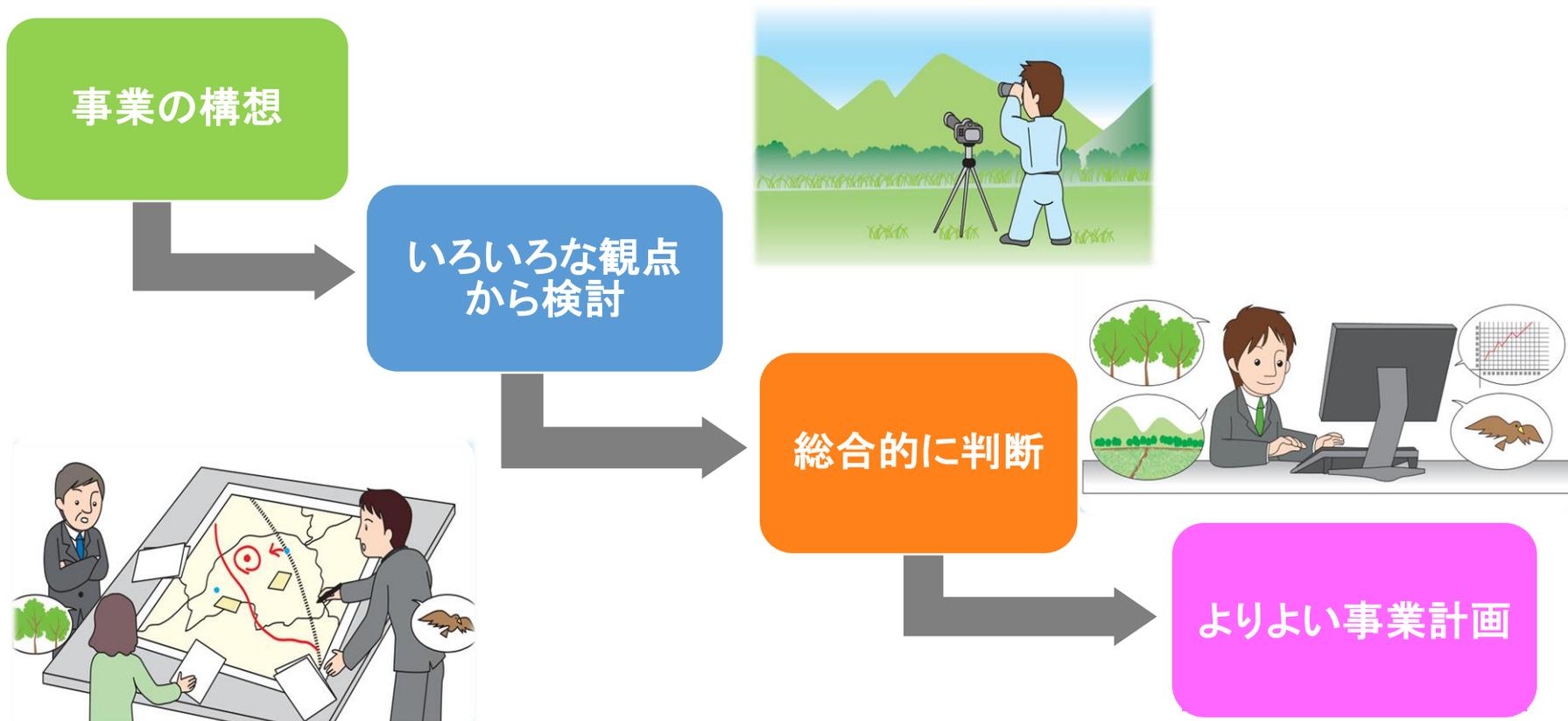
3. 都市計画決定について

4. 都市計画決定スケジュール

5. 住民意見の概要・見解

## 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について

事業の実施に当たっては、環境の保全について適切に配慮する必要があります。  
環境影響評価とは、事業が**環境にどのような影響を及ぼすのか**について事業者が事業の実施前に**調査・予測・評価**を行い、その**結果を公表して環境の保全の観点から意見を聴き**、それらを踏まえて**よりよい事業計画を作り上げていこう**という制度です。



## 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について

### ■事業計画の全体スケジュール

項目		年度								
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
計画・調査	施設整備基本計画策定	■								
	測量・地質調査		■							
環境影響評価	配慮書作成	■								
	方法書作成		■							
	現地調査			■						
	準備書作成				■					
	評価書作成					■				
工事	実施設計					■				
	建設工事						■	■	■	

評価書を都市計画審議会へ付議

### ○環境影響評価書とは・・・

準備書に対する環境の保全の見地からの意見を受けて、記載内容について検討し、必要に応じて修正等を行ったものです。

これまでの「配慮書」「方法書」「準備書」という各プロセスにおいて、環境の保全の見地からの意見を踏まえて検討を行ってきており、環境の保全について適切に配慮された事業計画を作り上げていくための環境保全措置等についてまとめた最終的な図書となります。

## 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について(計画諸元)

### ■エネルギー回収型廃棄物処理施設

項目	計画諸元		
処理能力	172t/日(86t/24h×2炉)		
処理方式	<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;">焼却方式(ストーカ式)+セメント原料化</div> <div style="border: 1px solid pink; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">落札者提案</div> 溶融方式(シャフト炉式)+スラグ化・山元還元 溶融方式(流動床式)+スラグ化・山元還元		
排ガス	項目	環境保全目標値 (自主基準値)	法基準値 (排出基準)
	ばいじん(g/m <sup>3</sup> N)	0.01	0.08
	塩化水素(ppm)	30	430
	硫黄酸化物(ppm)	30	約4,000
	窒素酸化物(ppm)	100	250
	ダイオキシン類(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N) 水銀(μg/m <sup>3</sup> )	0.05 25	1 30
余熱利用	発電(売電あり)、場内給湯		
煙突高さ	59m		
建屋寸法	短辺50m、長辺85m、 <div style="border: 2px solid red; padding: 2px;">最大高さ36m</div>	<div style="border: 1px solid pink; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;">                         最大高さは30m (落札者提案)                     </div>	
稼働目標年度	令和6年度		

環境影響評価にあたっては、各処理方式のうち、もっとも環境への負荷が大きくなる条件を設定して予測・評価を行っているため、どの処理方式が採用されたとしても、今回の結果以上に環境負荷が大きくなることはありません。

## 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について(計画諸元)

### ■施設配置計画

#### 環境アセス設定条件

項目	計画諸元
敷地	約1.7haを計画敷地とし、工場棟、管理棟及び緑地広場等を配置する。
地盤	ハザードマップによると浸水深さ3~5m未満の区域であるため、GL+2.0m以上の盛土を行い、電気室、中央制御室などの主要な設備は浸水水位以上に設置する。主要施設を配置する上で、浸水に耐えうる高さまでRC造とするなどの対策を行う。さらに、地上階には止水板や気密性扉などの設置など浸水を防止する対策をとる。
工場棟	安全で円滑な動線を確保し、メンテナンス性を考慮した配置とする。景観に配慮した形状、色彩等とする。プラットフォームを浸水深さ5.0m以上とし、ランプウェイを設ける。
緑地広場	緑地広場を整備し、修景施設や大型遊具を設置する。
緑化計画	緑地広場や道路との境界部は積極的に緑化を図り、周辺からの景観に配慮した計画とする。



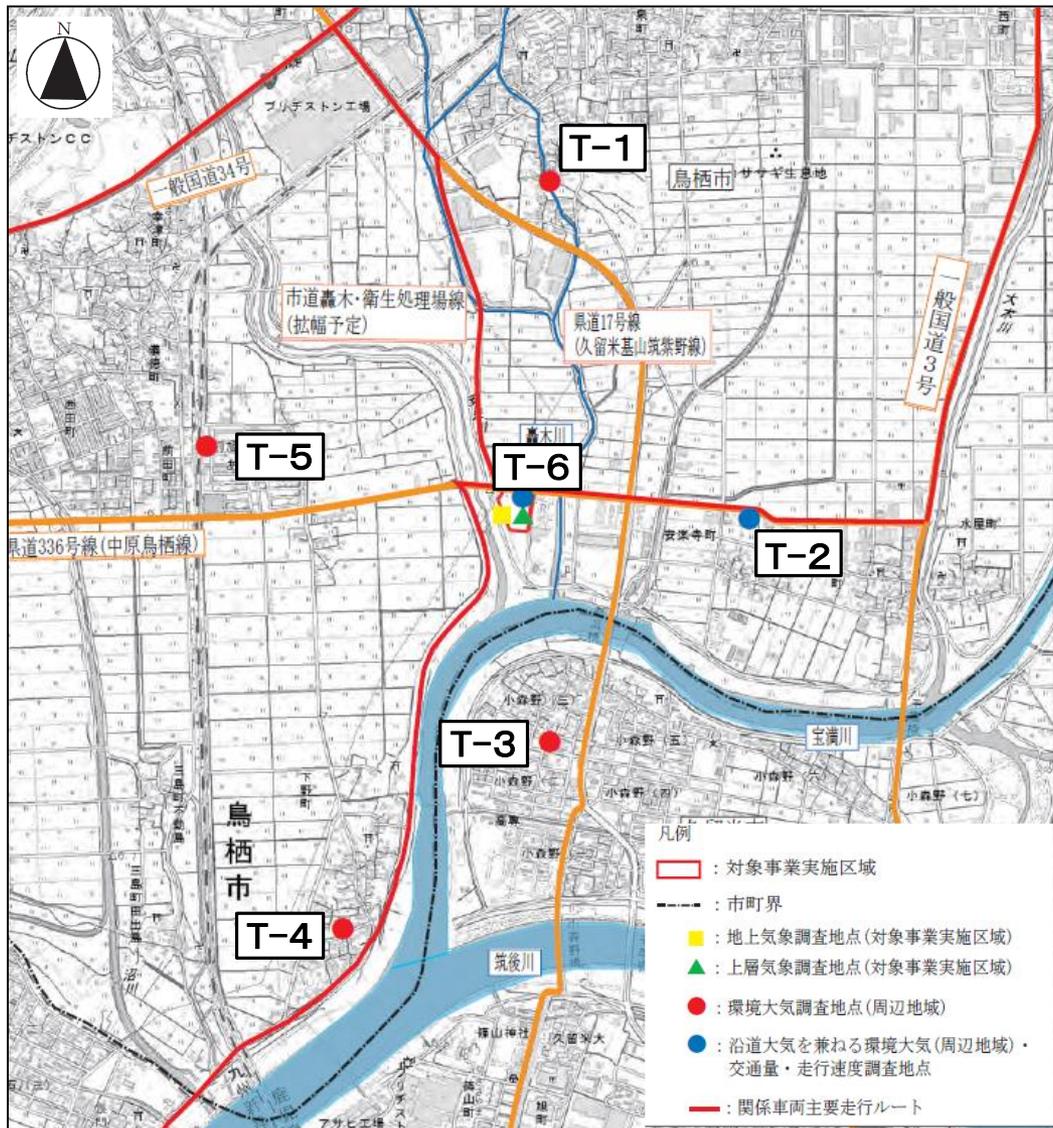
#### 落札者提案内容

項目	計画諸元
敷地	約1.7haを計画敷地とし、工場棟、管理棟及び緑地広場等を配置する。
地盤	施設の耐震化を行い、現状地盤+5.5mの万全の浸水対策を実施する。 <b>GL+2.8mの盛土</b> を行い、1階部分の外壁はRC造とするとともに水密扉を設置し、 <b>GL+5.5mまでの浸水に耐えられる仕様</b> とする。さらに、プラットフォーム、電気室、中央制御室、タービン発電機などの重要設備は2階以上に設置する。その他、非常用発電機の設置により災害時も運転を継続し、地域住民の一時避難所としても利用可能な計画とする。
工場棟	安全で円滑な動線を確保し、メンテナンス性を考慮した配置とする。景観に配慮した形状0、色彩等とする。プラットフォームを浸水深さ5.0m以上とし、ランプウェイを設ける。
緑地広場	緑地広場を整備し、修景施設や大型遊具を設置する。
緑化計画	緑地広場や道路との境界部は積極的に緑化を図り、周辺からの景観に配慮した計画とする。

# 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について(予測・評価結果概要)

## 主な環境影響評価項目ごとの予測・評価結果(大気質)

### 調査地点

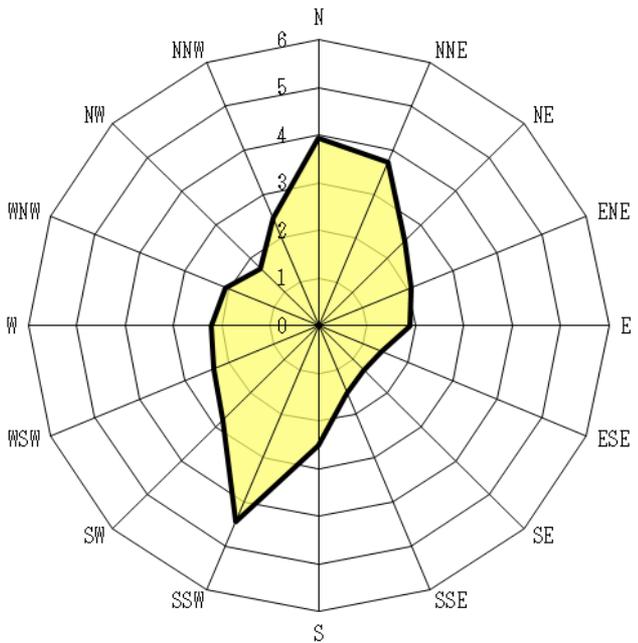


## 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について(予測・評価結果概要)

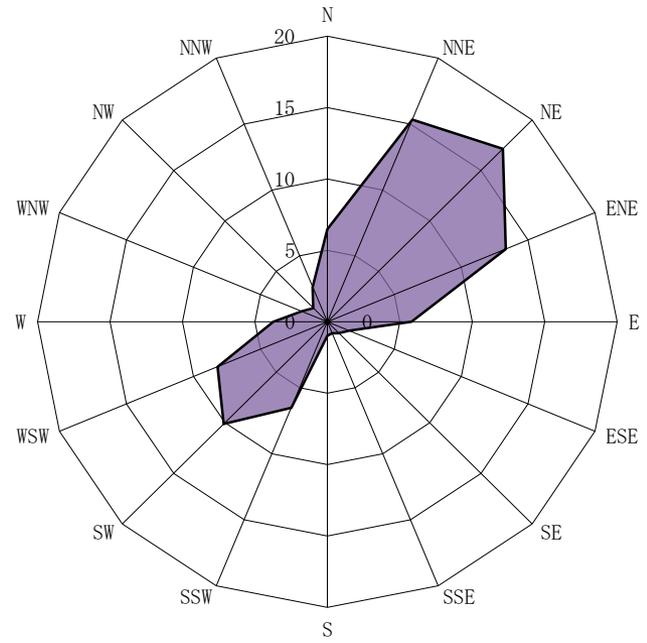
### 主な環境影響評価項目ごとの予測・評価結果(大気質)

#### 現地調査の結果

風向・風速調査結果対象事業実施区域



風向別平均風速 (m/s)



風向出現頻度 (%)

年間平均風速 : 約2.7 m/s

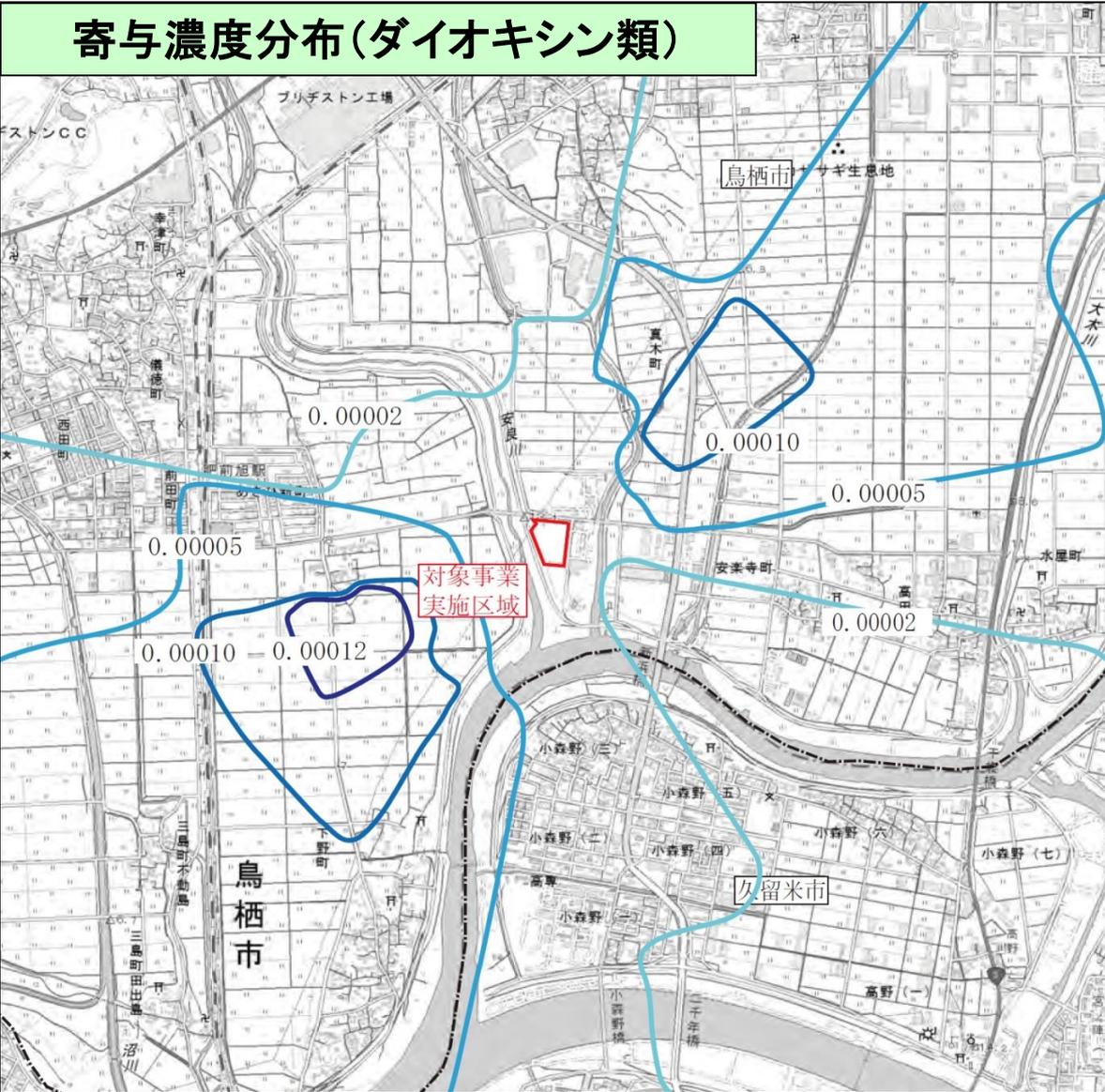
静穏 : 風速0.4 m/s以下

静穏率 : 2.8 %

## 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について(予測・評価結果概要)

### 主な環境影響評価項目ごとの予測・評価結果(大気質)

供用による影響  
施設の稼働(排ガス)



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市町界

## 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について(予測・評価結果概要)

### 主な環境影響評価項目ごとの予測・評価結果(稼働時:大気質)

#### 予 測 ・ 評 価

#### 施設の稼働(煙突からの排ガス)

最大着地濃度出現地点において、予測項目の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀、塩化水素の**すべての項目について環境保全目標を満たしました。**

(参考)

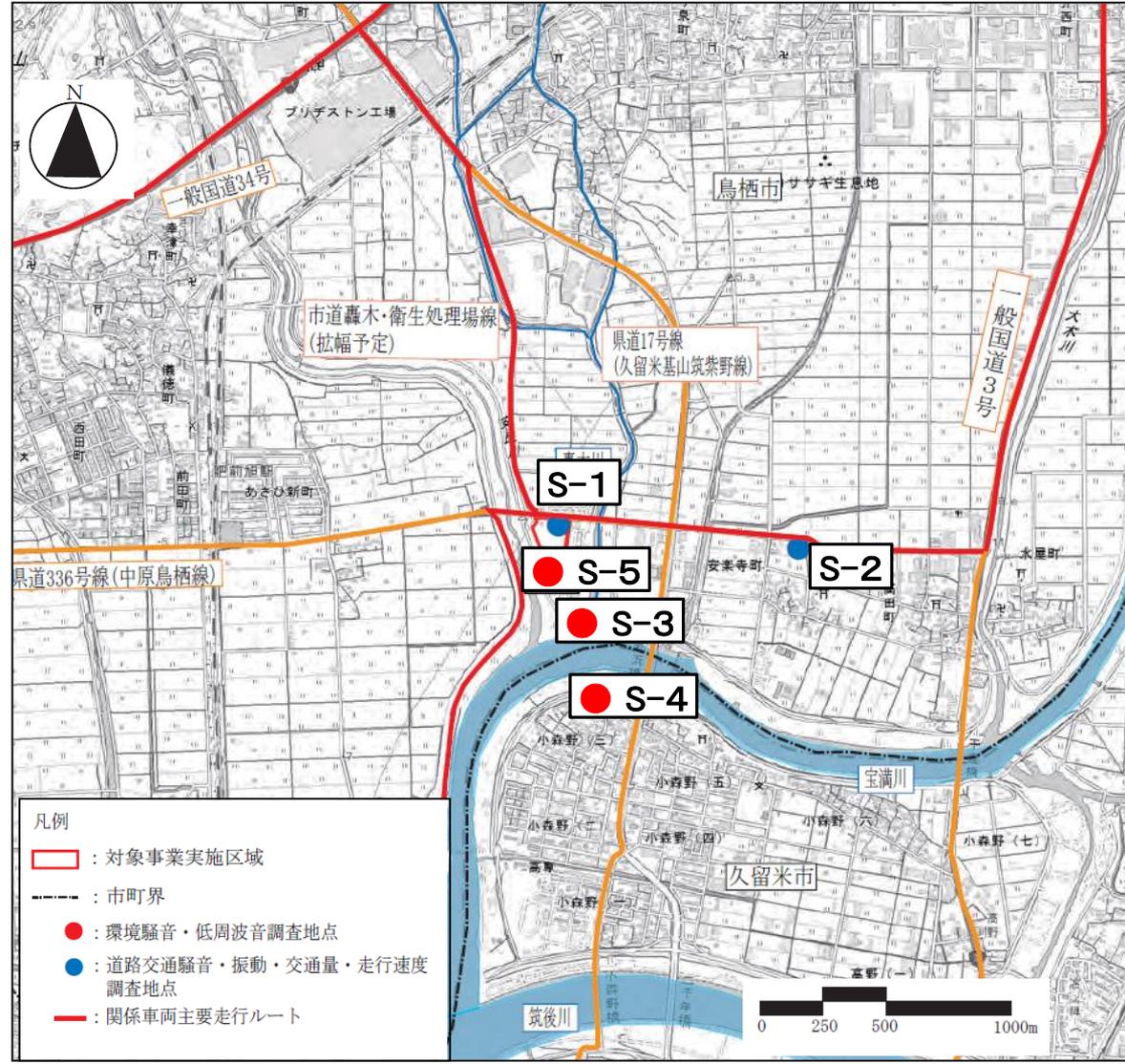
項目	最大着地濃度出現地点	現況濃度(年、時)	寄与濃度	予測濃度(年)	予測濃度(日、時)	環境保全目標
二酸化硫黄(ppm)	実施区域 西南西 約720m	0.002	0.00008	0.002	<b>0.005</b>	(日)0.04以下
二酸化窒素(ppm)		0.011	0.00026	0.011	<b>0.021</b>	(日)0.04~0.06以下
浮遊粒子状物質(mg/m3)		0.023	0.00026	0.023	<b>0.053</b>	(日)0.1以下
ダイオキシン類(pg-TEQ/m3)		0.017	0.00013	<b>0.017</b>	—	(年)0.6以下
水銀(μg/m3)		0.0020	0.00007	<b>0.0021</b>	—	(年)0.04以下
<b>【1時間値】</b>	風下 514m					
二酸化硫黄(ppm)		0.021	0.0033	—	<b>0.024</b>	(時)0.1以下
二酸化窒素(ppm)		0.036	0.011	—	<b>0.047</b>	(時)0.1以下
浮遊粒子状物質(mg/m3)		0.094	0.0011	—	<b>0.095</b>	(時)0.2以下
塩化水素(ppm)		0.002	0.0033	—	<b>0.005</b>	(時)0.02以下

※二酸化窒素の現況濃度(年)、寄与濃度(最大着地:年)、予測濃度(年)は、窒素酸化物の値を使用している。  
 ※(年)は年平均値、(日)は日平均値、(時)は1時間値のことをいう。

## 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について(予測・評価結果概要)

### 主な環境影響評価項目ごとの予測・評価結果(稼働時:騒音・振動)

#### 調査地点



## 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について(予測・評価結果概要)

### 主な環境影響評価項目ごとの予測・評価結果(稼働時:騒音)

#### 予 測 ・ 評 価

#### 施設の稼働

県道336号線(中原鳥栖線)及び県道17号線を走行している車両の騒音の影響により、敷地境界における現況レベルが環境保全目標を上回っている場合がみられました。しかし、施設稼働による敷地境界における**寄与レベルは、現況を著しく悪化させるものではありませんでした。**

(参考)

(単位:dB)

項目	現況レベル	寄与レベル	予測値	環境保全目標
<b>【敷地境界】</b>				
朝(6~8時)	52~72	40~46	52~72	50以下
昼間(8~19時)	52~75	43~46	53~75	60以下
夕(19~23時)	48~73	40~46	49~73	50以下
夜間(23~翌6時)	45~66	40~46	46~66	50以下
<b>【周辺地域】</b>				
昼間(6~22時)	49	30以下	49	55以下
夜間(22~翌6時)	44	30以下	44	45以下

## 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について(予測・評価結果概要)

### 主な環境影響評価項目ごとの予測・評価結果(稼働時:振動)

#### 予 測 ・ 評 価

#### 施設の稼働

**敷地境界において環境保全目標を満たしており**、大部分の人が振動を感知するレベル(55dB)を下回っていることから、周辺住民の方々の日常生活に支障を生じさせないレベルでした。

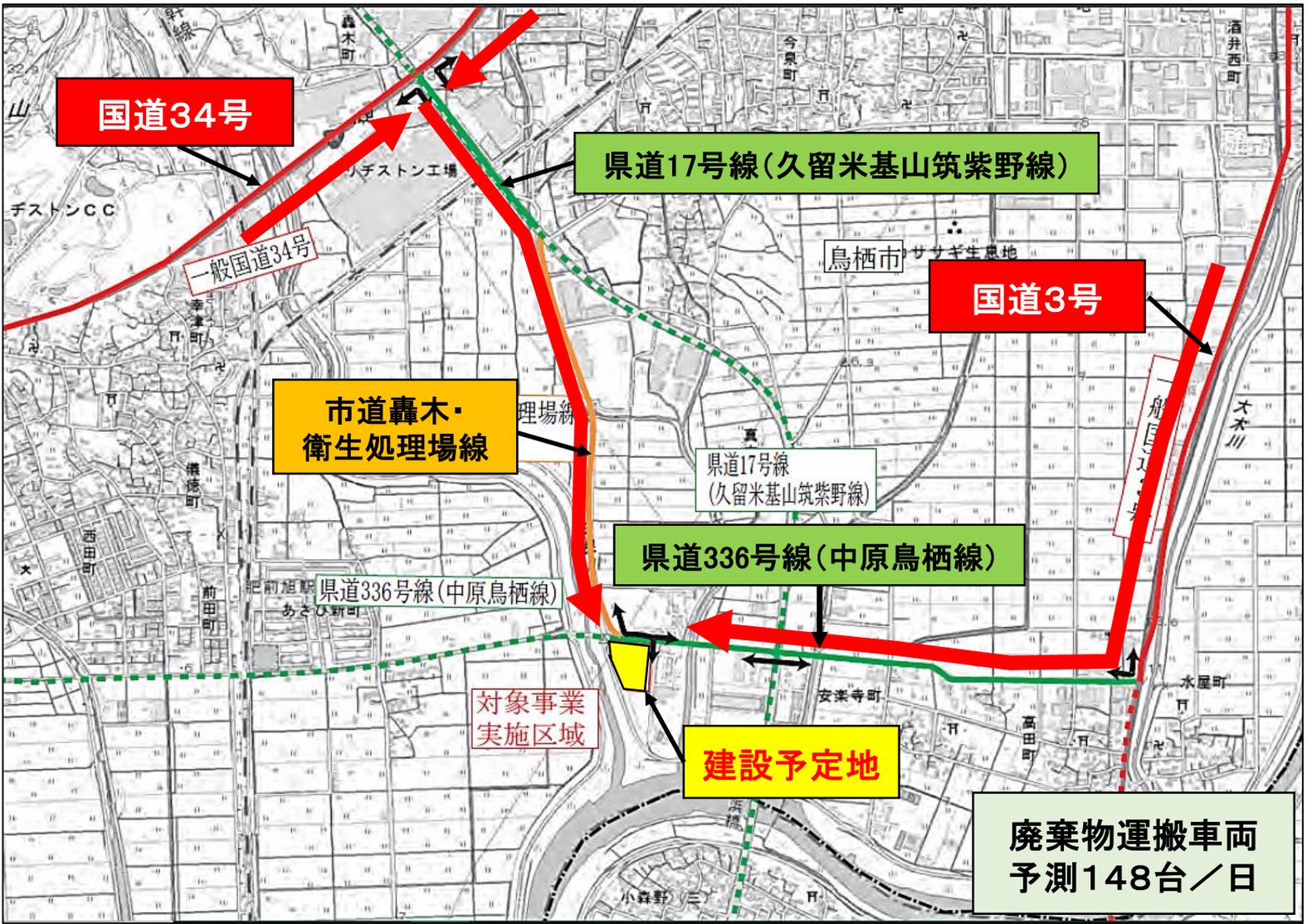
(参考)

(単位:dB)

項目	現況レベル	寄与レベル	予測値	環境保全目標
【敷地境界】 昼間(8~19時) 夜間(19~翌8時)	36以下 31以下	37~44 37~44	38~45 38~44	60以下 55以下

## 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について(予測・評価結果概要)

主な環境影響評価項目ごとの予測・評価結果(ごみの運搬:大気質、騒音、振動)



ごみの主な搬入ルート(予定)

## 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について(予測・評価結果概要)

主な環境影響評価項目ごとの予測・評価結果(ごみの運搬:大気質、騒音、振動)

### 予 測 ・ 評 価

#### 廃棄物の搬出入

ごみ収集車の主な搬入ルート上の2地点(建設予定地北端、安楽寺町)において、  
**すべての項目(大気質、騒音、振動)について環境保全目標を満たしました。**

(参考)  
 ①大気質

項目	現況濃度 (年)	寄与濃度 (年)	予測濃度 (年)	予測濃度 (日)	環境保全目標
二酸化窒素(ppm)	0.010	0.00019	0.010	0.023	(日)0.04~0.06以下
浮遊粒子状物質(mg/m3)	0.030	0.00004	0.030	0.061	(日)0.1以下

②騒音 (単位:dB)

項目	現況レベル	増加量	予測値	環境保全目標
平日昼間(6~22時)	68.3	0.3	68.6	70以下

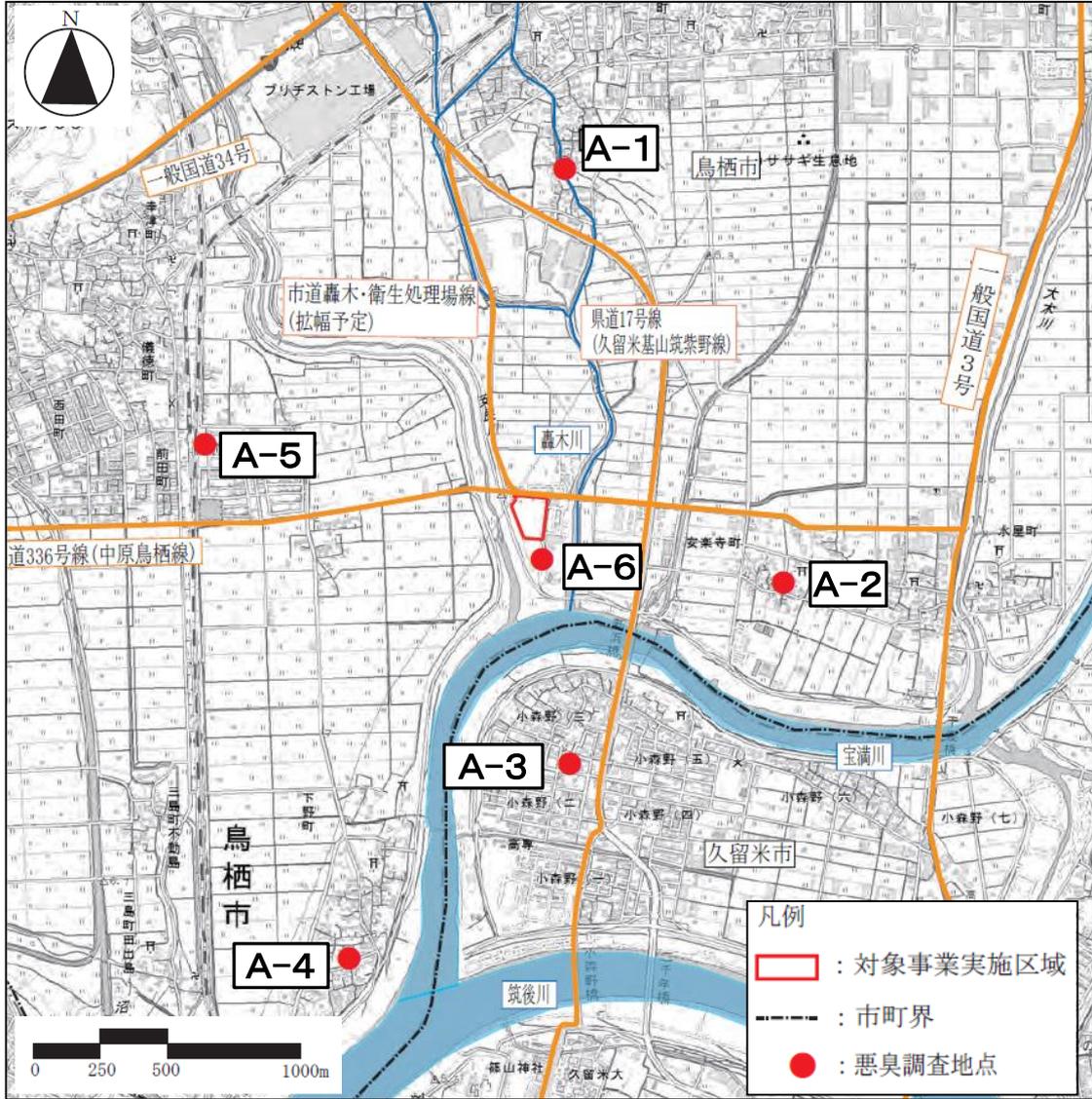
③振動 (単位:dB)

項目	現況レベル	増加量	予測値	環境保全目標
平日昼間(8~19時)	47	0	47	65以下

## 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について(予測・評価結果概要)

### 主な環境影響評価項目ごとの予測・評価結果(稼働時:悪臭)

#### 調査地点



## 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について(予測・評価結果概要)

### 主な環境影響評価項目ごとの予測・評価結果(稼働時:悪臭)

#### 予 測 ・ 評 価

#### 施設の稼働(煙突からの排ガス)

最大着地濃度出現地点における臭気指数は**環境保全目標を満たしました。**  
また、特定悪臭物質の13項目については、**法基準値(規制基準)を満たすための悪臭物質の許容流量を設計条件として適用**することから、**法基準値(規制基準)を満たすものと考えています。**

(参考)

項目	最大着地濃度出現地点	現況	予測結果	環境保全目標
臭気指数	風下514m	10未満 (定量下限値未満)	10未満 (定量下限値未満)	15以下

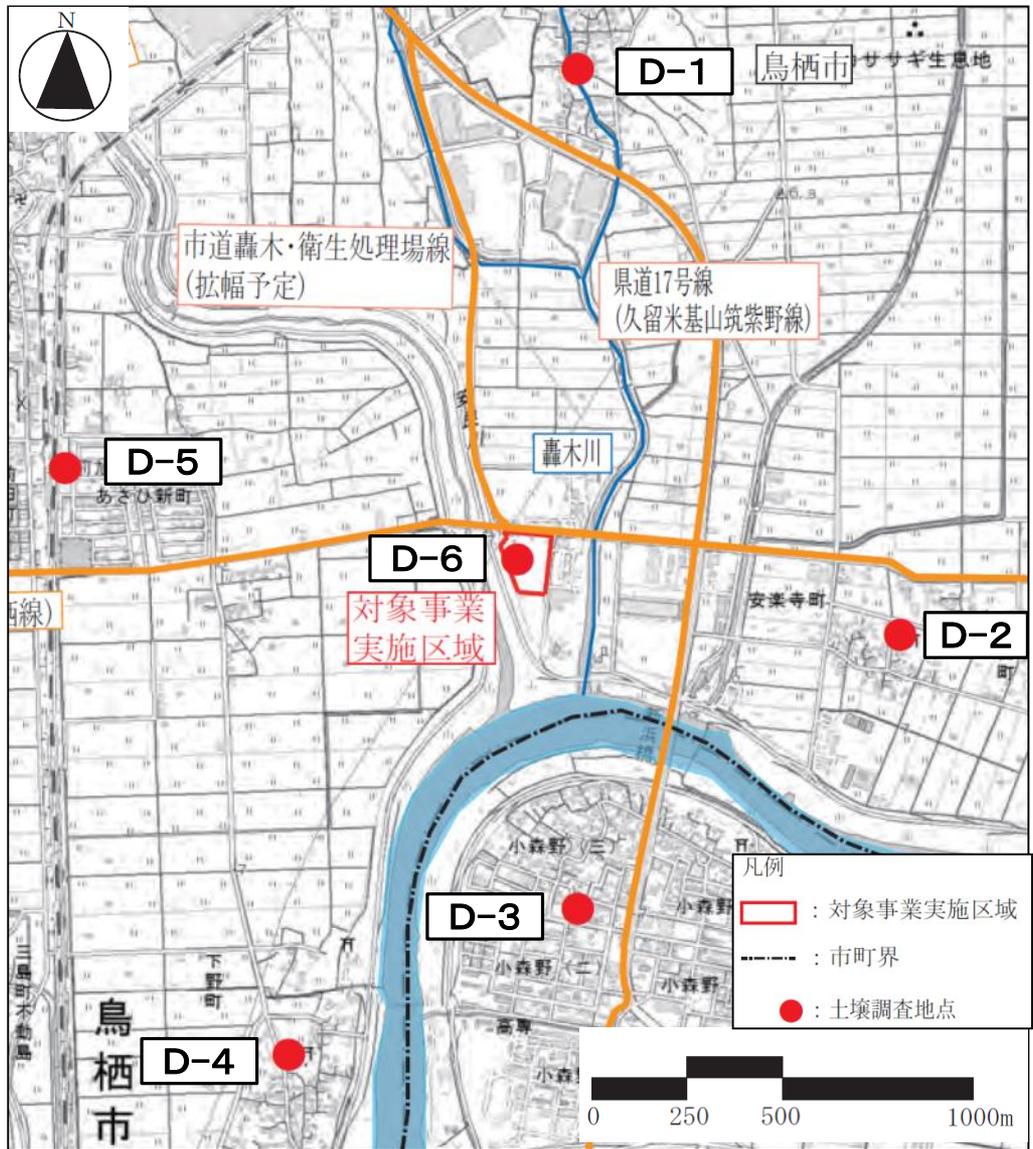
(特定悪臭物質13項目)

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

## 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について(予測・評価結果概要)

### 主な環境影響評価項目ごとの予測・評価結果(稼働時:土壌)

#### 調査地点



## 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について(予測・評価結果概要)

### 主な環境影響評価項目ごとの予測・評価結果(稼働時:土壌)

#### 予 測 ・ 評 価

#### 施設の稼働(煙突からの排ガス)

建設予定地周辺地域におけるダイオキシン類の蓄積量は、年間0.03pg-TEQ/gであり、長期間の稼働においても環境基準を満足するものでした。

(参考)

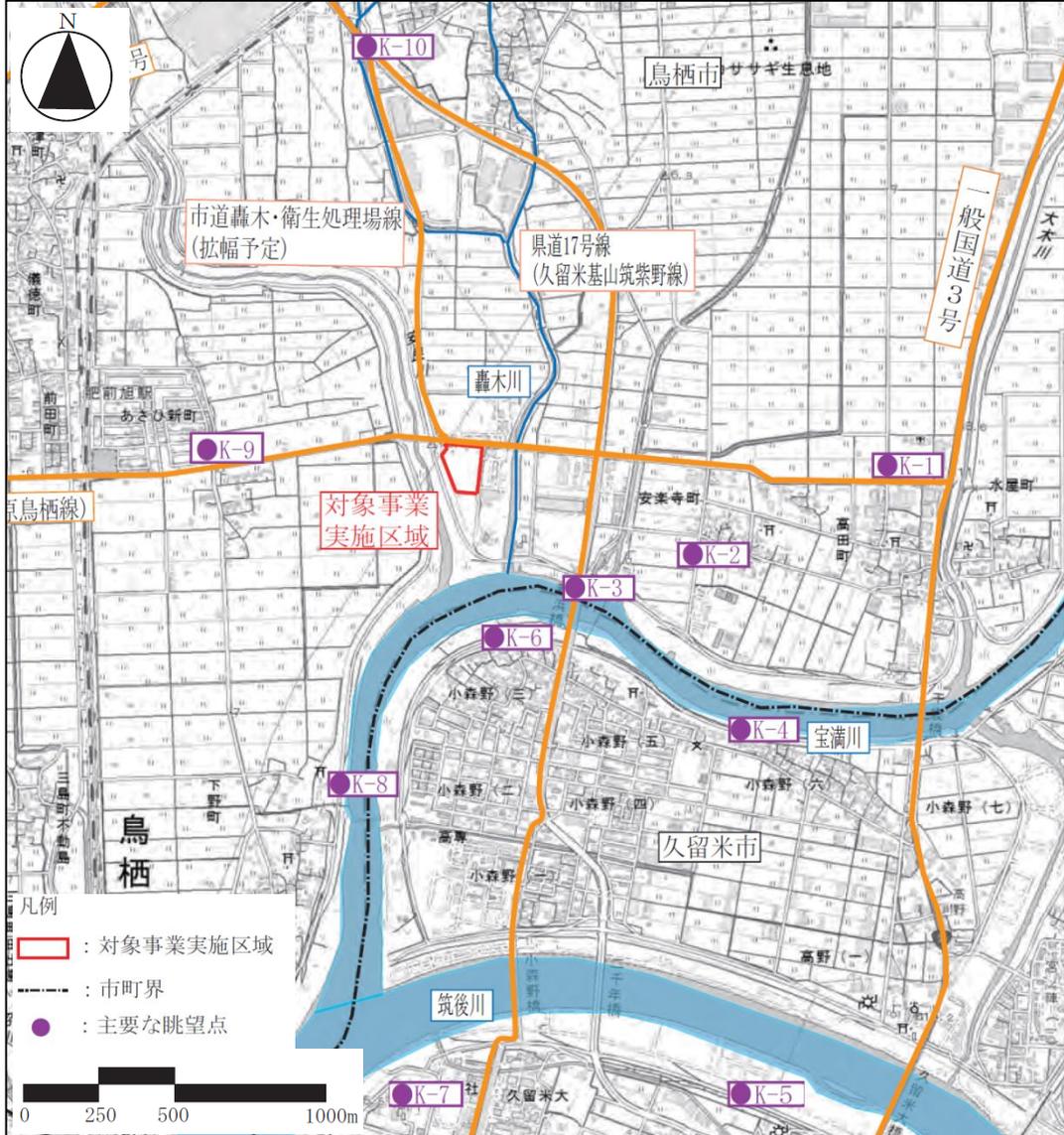
(単位:pg-TEQ/g)

項目	現況	年間蓄積量	環境基準
ダイオキシン類	16	0.03	1,000

## 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について(予測・評価結果概要)

### 主な環境影響評価項目ごとの予測・評価結果(稼働時:景観)

#### 調査地点



## 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について(予測・評価結果概要)

### 主な環境影響評価項目ごとの予測・評価結果(稼働時:景観)

#### 予測・評価

#### 施設の存在

計画施設の存在は大きく視野に入り、眺望に変化があると予測されましたので、敷地外周部の植栽、施設の色彩の工夫、すっきりとした形態及び意匠の施設外観とするなどの環境保全措置を講じることにより、施設の存在による景観への影響は低減されるものと考えます。

眺望状況の変化 (久留米市小森野3丁目(北端))

現況	施設存在時
	

建物高さは最大で30mとなるため、写真(36m)よりも6m低くなります。

## 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について(スケジュール)

### ① 環境影響評価準備書の**公告・縦覧**

縦覧期間: 令和元年11月5日～12月5日

### ② 準備書に関する**住民説明会の開催**

令和元年11月 8日 サンメッセ鳥栖(参加者:10名)

令和元年11月13日 久留米シティプラザ(参加者:20名)

### ③ 佐賀県**環境影響評価審査会の開催**

令和元年12月5日 佐賀県庁

### ④ 準備書に対する**環境保全の見地からの意見書の提出**

意見書提出期間: 令和元年11月5日～12月20日

意見書提出者: 7名(27件)

### ⑤ 意見の概要と**事業者見解の作成及び提出**

令和2年1月30日(鳥栖市から佐賀県に対し提出)

## 2. 環境影響評価(環境アセスメント)について(スケジュール)

### ⑥ 関係機関への意見照会

照会期間: 令和2年2月～5月(佐賀県において実施)

### ⑦ 佐賀県環境影響評価審査会の開催

令和2年5月11日 書面会議(知事意見の検討)

### ⑧ 佐賀県から知事意見の送付

令和2年5月28日(佐賀県から鳥栖市に対し送付)

### ⑨ 環境影響評価書の作成

令和2年7月10日

### ⑩ 環境影響評価書の公告・縦覧

令和2年8月下旬頃予定

# 目次

1. 次期ごみ処理施設の概要

2. 環境影響評価(環境アセスメント)について

3. 都市計画決定について

4. 都市計画決定スケジュール

5. 住民意見の概要・見解

#### ○建築基準法第51条

**都市計画区域においては、卸売市場、火葬場、またはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設(ごみ処理施設等)の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。**



今回、当該地に「ごみ焼却場」の建設を計画するにあたり、以下の都市計画の決定が必要

- ①ごみ焼却場の位置
- ②下水道の変更

#### ○都市計画法第11条第2項

**都市施設においては、都市施設の種類、名称、位置及び区域その他政令で定める事項(面積)を都市計画に定めるものとする。**



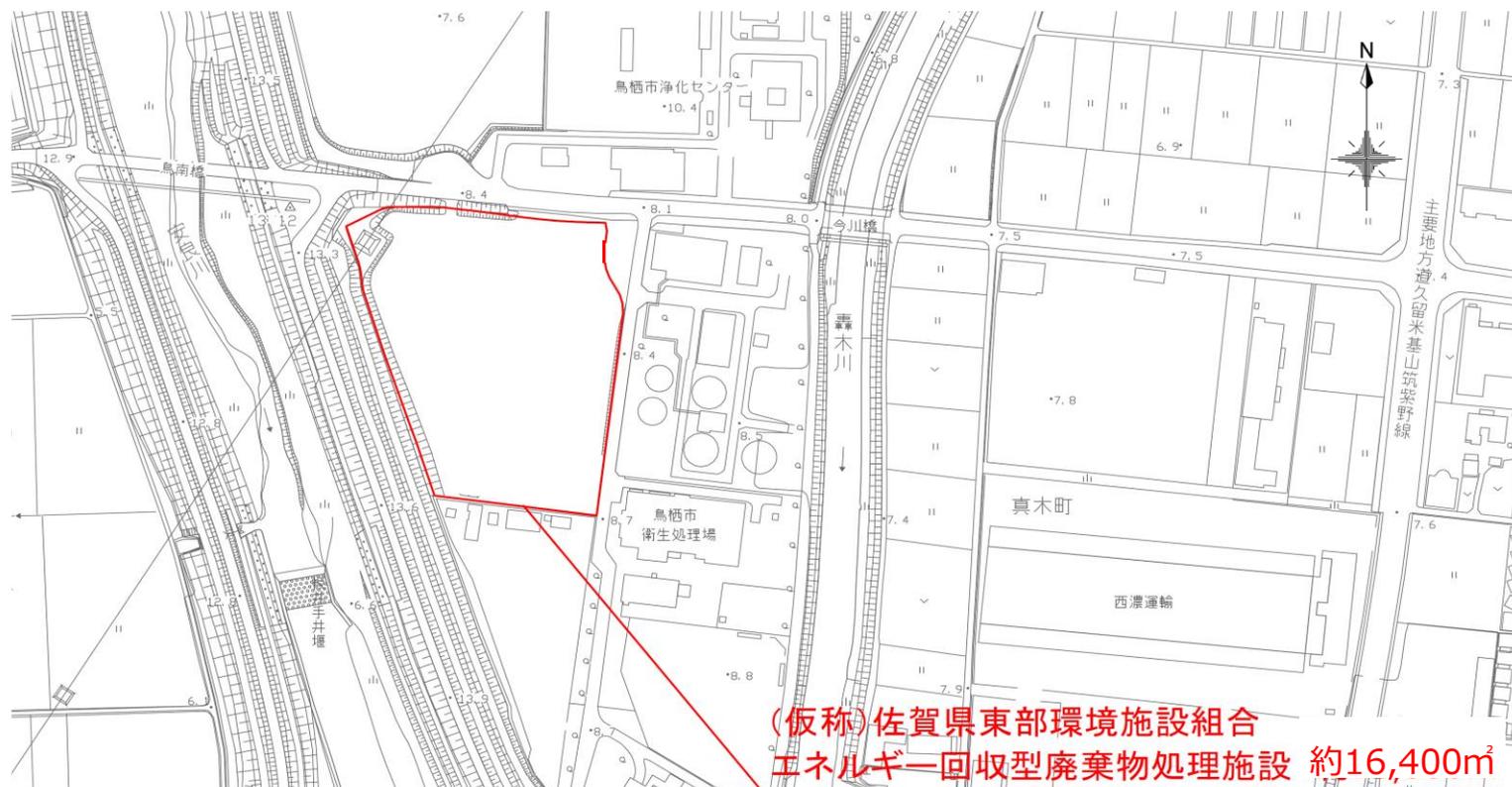
今回の都市施設(ごみ焼却場、下水道)の都市計画決定においては、以下の事項を定める。

- ①施設の種類・名称
- ②施設の位置・区域
- ③施設の面積

### 3. 都市計画決定について(ごみ焼却場)

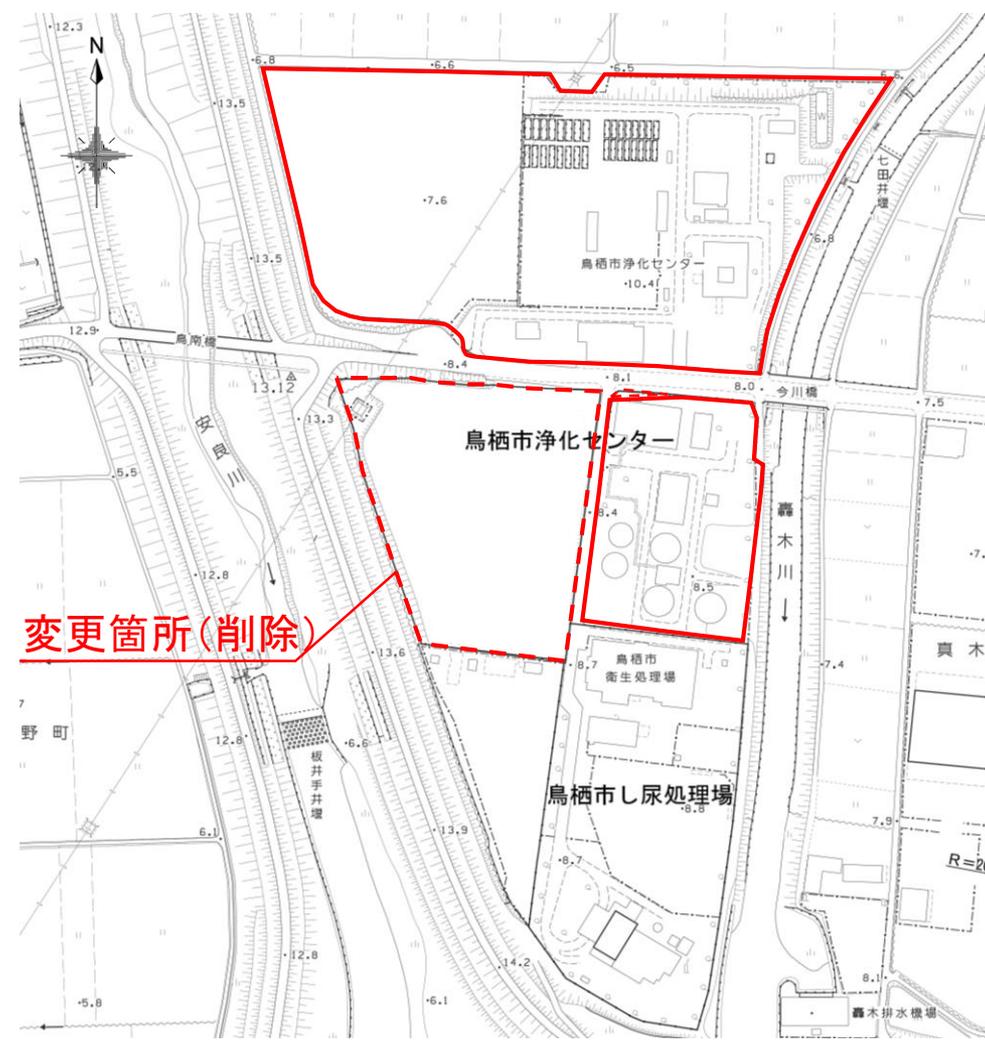
#### ○ごみ焼却場

名称	位置	面積
(仮称)佐賀県東部環境施設組合エネルギー回収型廃棄物処理施設	鳥栖市真木町字今川	約16,400m <sup>2</sup>



# 3. 都市計画決定について(下水道)

## ○下水道



名称	鳥栖市浄化センター
位置	鳥栖市真木町字七田
備考	約53, 223㎡ (約17, 847㎡削除)
名称	鳥栖市公共下水道
面積	約2, 334ha (約2ha追加)
備考	・汚水(東部処理分区) 約769ha ・雨水(轟木川第5排水区) 約5ha

# 目次

1. 次期ごみ処理施設の概要

2. 環境影響評価(環境アセスメント)について

3. 都市計画決定について

4. 都市計画決定スケジュール

5. 住民意見の概要・見解

## 4. 都市計画決定スケジュール①(これまでの経過)

事 項	都市計画決定手続き	環境影響評価手続き	備 考
	時 期		
原案説明会	令和元年9月2日		市役所にて開催(15名参加)
原案の縦覧(公聴会公告)	令和元年9月3日～17日		2週間
公 聴 会	令和元年9月24日		公述申出者(7名)
環境影響評価準備書の作成		令和元年9月30日	
案の決定	令和元年10月8日		
県事前協議(依頼)	令和元年10月10日		
県事前協議(回答)	令和元年10月29日		
案の公告・縦覧	令和元年11月5日～19日	県条例に基づき同時に実施	2週間 (意見提出なし)
環境影響評価準備書の縦覧		令和元年11月5日 ～12月5日	1か月 (意見提出者7名)
環境影響評価準備書 住民説明会		(鳥 栖 市)令和元年11月 8日 (久留米市)令和元年11月13日	(鳥 栖 市)サンメッセ(10名参加) (久留米市)シティプラザ(20名参加)

## 4. スケジュール②(これまでの経過～今後の予定)

事 項	都市計画決定手続き	環境影響評価手続き	備 考
	時 期		
広域調整(県へ依頼)	令和2年2月7日		(佐賀県)基山町・みやき町
広域調整(県より回答)	令和2年4月28日		(福岡県)久留米市・小郡市 筑紫野市・那珂川市
環境影響評価書作成		令和2年7月10日	
都市計画審議会	令和2年8月上旬		環境影響評価書付議
県協議(依頼)	令和2年8月上旬		
県協議(回答)	令和2年8月中旬		
都市計画決定告示	令和2年8月下旬		
環境影響評価書の縦覧		令和2年8月下旬	縦覧期間:1か月

県条例に基づき同時に実施

# 目次

1. 次期ごみ処理施設の概要

2. 環境影響評価(環境アセスメント)について

3. 都市計画決定について

4. 都市計画決定スケジュール

5. 住民意見の概要・見解

## 5. 住民意見の概要・見解

都市計画決定の手続きに関連し、法令等に基づき聴取した意見について

### ① 都市計画公聴会（令和元年9月24日）

公述人 7名

- ・公述申出書写し（別添1）
- ・公述人別\_意見要旨・見解（別添2）

### ② 都市計画案への意見

（募集期間：令和元年11月5日～11月19日）

意見提出者なし

### ③ 環境影響評価準備書への意見

（募集期間：令和元年11月5日～12月20日）

意見提出者 7名

- ・意見書写し（別添3）
- ・意見者別\_意見要旨・見解（別添4）

# 5. 住民意見の概要・見解（都市計画公聴会：ごみ焼却場の決定 ※環境影響関係）

※公述意見の要旨及び公述意見に対する見解の原文はお手元に配布していますので、主なものを記載しています。

公述意見の要旨	公述意見に対する見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>○煙突から排出される「ばい煙」や「悪臭」の影響により周辺住民の喘息や肺疾患等の不安がある。</li> <li>○小森野地区への転住者減も懸念され、周辺の保育園や学校、病院などへの影響も心配される。</li> <li>○建設予定地周辺は、農業が盛んであり、上水道の取水口が存在するなど環境面での影響が大きい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県条例に基づき、環境影響評価を実施し、事業が周辺環境に及ぼす影響を調査・予測・評価した上で、周辺環境に配慮した施設整備に取り組んでいくこととしている。</li> <li>○次期ごみ処理施設からの排ガスについては、法により定められた基準値よりも厳しい自主基準値を設定し、運用していく。この自主基準値は、福岡県や福岡市の先進施設と同等もしくはそれ以上の高い基準としている。 悪臭対策としては、建屋を極力密閉化し、臭気の発生源において捕集することを基本とし対応していく。 また、臭気が多く発生するピット(ごみ集積箇所)については、臭気が漏れないようにするため、密閉構造にすることとしている。</li> <li>○上水道は、取水口から浄水場へ送られ、水道水としての水質を確保したうえで各家庭へと供給されている。本市においては、国が定めた水質基準よりも厳しい独自の基準で水質を管理しており、安全安心な水道水が提供されている。</li> </ul>

## 5. 住民意見の概要・見解（都市計画公聴会：ごみ焼却場の決定 ※候補地選定関係）

※公述意見の要旨及び公述意見に対する見解の原文はお手元に配布していますので、主なものを記載しています。

公述意見の要旨	公述意見に対する見解
<p>○候補地選定について、環境条件・立地条件等を考慮し実施されたとは考えられない。建設予定地ありきで進められている。</p>	<p>○候補地選定については、鳥栖市次期ごみ処理施設候補地選定検討委員会において候補地を抽出し、最終的に残った5箇所の候補地を、環境条件、経済条件、用地取得条件、立地条件等の20の評価項目を設定して評価を行っており、その総合的な評価結果として選定したものであり、場所ありきの選定ではない。</p>

# 5. 住民意見の概要・見解（都市計画公聴会：ごみ焼却場の決定 ※処理方式関係）

※公述意見の要旨及び公述意見に対する見解の原文はお手元に配布していますので、主なものを記載しています。

公述意見の要旨	公述意見に対する見解
<p>○焼却方式（ストーカ式）と溶融方式（シャフト炉式、流動床式）の処理方式が選定されると考えているが、焼却方式は安全性に疑問があるため、最新の溶融方式を採用すべき。</p> <p>○焼却方式の施設が設置されると、そこから発生する有害焼却灰が30年に渡り増え続け、更に流出による公害のリスクは増大する。</p> <p>○現在のみやき町にあるごみ処理施設は、耐用年数が短い溶融方式を採用している。おそらく公害（ダイオキシン等）の問題を踏まえて決められていると思われる。今回の耐用年数が30年を予定されているが、既に公害に甘い焼却方式が内々で決定されている節があり、住民軽視、経済優先のエゴが見てとれる。</p> <p><b>※公聴会時点では、処理方式が未定であったが、現時点では焼却方式（ストーカ方式）で決定している。</b></p>	<p>○焼却方式（ストーカ式）と溶融方式（シャフト炉式、流動床式）の処理方式は、全国各地で採用されており、安定稼働の実績がある。</p> <p>○公害対策設備は別に設置するものであり、燃焼方式がどれになろうとも基本的な設備構造は変わらない。よって、溶融方式であれば周辺環境に配慮されている、焼却方式だと周辺環境に配慮されていないという事はなく、どの処理方式であろうと周辺環境に配慮し、安全で安定した稼働が確保できると考えている。</p> <p>○現施設の建設当時は、ごみ処理施設の耐用年数は一般的に15～20年とされていたため、20年間の前提条件で設計されている。溶融方式が採用された理由は、①圏域内に最終処分場がないこと ②当時、ダイオキシン類の問題が社会現象化しており、燃焼の温度域が高い溶融炉が良いと判断されたためである。</p> <p>○燃焼方式によって耐用年数に差はなく、次期ごみ処理施設は、焼却・溶融方式に係らず30年間の使用を前提条件として設計している。また、事業費も燃焼方式で変わるものではないことから、経済性を優先させているものではない。</p>

# 5. 住民意見の概要・見解（都市計画公聴会：ごみ焼却場の決定 ※浸水想定関係）

※公述意見の要旨及び公述意見に対する見解の原文はお手元に配布していますので、主なものを記載しています。

公述意見の要旨	公述意見に対する見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設予定地は、2019年3月作成のハザードマップでは、3～5mの浸水想定区域となっており、平成26年度に候補地選定を行った時(0.5～1m)とは状況が変わっているため、災害対策の観点から候補地を再検討すべき。</li> <li>○近年、頻繁に線状降水帯が発生し大雨・洪水が発生している。建設予定地は、地形的に内水氾濫のリスクが高く、運搬車両、ごみ処理施設の浸水により廃棄物が流出する可能性がある。</li> <li>○都市計画運用指針において、廃棄物処理施設の計画にあたっての留意事項があるが、災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくないとされているため、候補地を再検討すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○候補地が建設用地として定められた後に、その用地における様々な課題等が発生した場合には、その課題に対し解決、整理していくことになるものと認識している。</li> <li>○施設の浸水対策として、プラットフォーム・電気室・中央制御室・非常用電源機・タービン発電機など主要な機器及び制御盤・電動機は浸水深さ5m以上に設置し、地上階には止水板や気密性扉を設置して浸水を防止する。</li> <li>○計画地盤高さは、GL+2mまで盛土を行い、工場棟・管理棟・軽量棟・駐車場の主要施設を配置する上で、浸水に耐えうる高さまでRC造とするなどの対策を講じていく。  <span style="color: red;">※現時点では、落札者の提案内容により、GL+2.8mの盛土を予定している。</span> </li> <li>○災害時における災害ごみや通常ごみの対応については、あらかじめ広域的な災害連携協定を締結し、ごみ処理が滞ることのないよう対応することにより、早期の復旧復興につながるものと考えている。</li> <li>○都市計画運用指針の留意事項への対応については、今回の建設地が浸水想定区域であることを踏まえた施設整備など、想定される災害に対して適切な対策を行っていく。</li> </ul>

## 5. 住民意見の概要・見解（都市計画公聴会：ごみ焼却場の決定 ※周辺土壤汚染関係）

※公述意見の要旨及び公述意見に対する見解の原文はお手元に配布していますので、主なものを記載しています。

公述意見の要旨	公述意見に対する見解
<p>○衛生処理場周辺は、広範囲に汚染されている。次期ごみ処理施設の建設の前に土壤、地下水等を広範囲に調査、検査することが先決である。</p> <p>○鳥栖市環境基本条例第15条（市は、環境の状況の把握その他の環境の保全に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。）に基づき、至急地下水、水脈の調査を実施し、調査結果が出るまで建設計画を中止することを要望する。</p>	<p>○衛生処理場敷地から埋設物及び環境基準値を超える物質が確認されたことについては、敷地周辺の地下水を調査した結果、汚染は確認されなかった。</p> <p>○今後は、佐賀県東部環境施設組合が実施してきた調査の結果を踏まえ、本市が引き続き調査及び地下水のモニタリングを実施していくこととしている。</p> <p>○ごみ処理施設は、住民生活をする上で1日も欠かせない重要なインフラ施設である。建設予定地において、地下埋設物や土壤汚染などの異常が確認されていないことから、建設に支障はないと判断しているため、事業計画に基づき進めていきたいと考えている。</p>

# 5. 住民意見の概要・見解（都市計画公聴会：ごみ焼却場の決定 ※周辺住民対応関係）

※公述意見の要旨及び公述意見に対する見解の原文はお手元に配布していますので、主なものを記載しています。

公述意見の要旨	公述意見に対する見解
<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律や廃棄物処理計画などの法令等によると、ごみ処理施設を整備するにあたっては、周辺地域、住民への配慮等が必要とされている。</p> <p>○建設場所の決定にあたって、真木町の住民の同意を得たとされているが、そのほとんどの住民は遠く離れた場所に居住されている。 施設の近くに多数の住民が居住し、病院、小学校、幼稚園もある小森野地区は無視されている。同意を得る努力をすべき。</p> <p>○小森野自治会で、次期ごみ処理施設に関するアンケートをとった結果、反対意見が多かった。過去の焼却施設に対する嫌悪感や周辺住民への配慮がないことへの不快感だと思う。</p>	<p>○廃棄物処理計画の基本理念は、廃棄物処理施設の安全性や環境配慮に関する情報に加え、生活環境影響調査や住民等の意見聴取等を的確に実施することを求めているものであると考えている。</p> <p>○県条例に基づき、環境影響評価を実施し、事業が周辺環境に及ぼす影響を十分調査した上で建設し、さらに国が定めた環境基準よりも厳しい排ガスの自主基準値を独自に設定した上で操業することとしている。この自主基準値は、平成29年10月に策定した「ごみ処理施設整備基本計画」において定めていた値から、住民の皆様の要望等を踏まえて、さらに厳しい値へ見直しを行っている。 また、施設へ搬入する運搬車両についても、極力生活道路を避けることなど、周辺地域へ配慮した計画とし、施設整備を進めていくこととしている。</p> <p>○小森野地区を含めた周辺地域住民の皆様へのご理解とご協力の確保の観点から、これまで住民説明会等を通じて事業についてのご説明をさせて頂いた。今後も引き続き、施設の必要性や安全性等について、ご理解頂けるよう、周辺住民の皆様、市民の皆様に対して丁寧な説明を行っていきたいと考えている。</p>

# 5. 住民意見の概要・見解（都市計画公聴会：ごみ焼却場の決定 ※その他）

※公述意見の要旨及び公述意見に対する見解の原文はお手元に配布していますので、主なものを記載しています。

公述意見の要旨	公述意見に対する見解
<p>○今回の構成市町である2市3町の中心部から離れた焼却場は、長期的には膨大な輸送経費となる。</p> <p>○現在のみやき町にあるごみ処理施設は、4～5年は延長可能と思われる。</p> <p>○鳥栖・三養基西部環境施設組合の「ごみ処理施設に関する基本協定書」では、「この施設の計画及び内容の変更並びに新たな計画などが生じたときは、事前に協議を行う。」とされている。直ちに協議し、リサイクル施設と焼却場を併設する用地選定を行うこと。</p>	<p>○本事業の構成市町である2市3町の中で、鳥栖市は最も人口が多く、ごみ搬出量全体の過半数を占めるごみを排出していることから、鳥栖市内で候補地を選定することとした。</p> <p>○現施設（鳥栖・三養基西部溶融資源化センター）は、20年稼働という条件で設計されているため、これ以上の延長は安全で安定した稼働の担保がとれないという大きなリスクが生じることになる。</p> <p>○現施設は、平成13年7月に基本協定書を締結し、設置期限を使用開始から20年間として平成16年4月に操業開始している。 基本協定遵守が原則であり、また耐用年数を超えた使用はすべきでないため、延長できないものと考えている。</p> <p>○焼却施設については、平成31年4月の佐賀県東部環境施設組合首長会において、現在の下水道高度処理用地を建設予定地として事業を進めるという方針が確認されている。 リサイクル施設については、現在検討中であり様々な情報も取り入れながら、最適な進め方を決定していく。</p>

## 5. 住民意見の概要・見解（都市計画公聴会：下水道の変更）

※公述意見の要旨及び公述意見に対する見解の原文はお手元に配布していますので、主なものを記載しています。

公述意見の要旨	公述意見に対する見解
<ul style="list-style-type: none"><li>○今回削除する用地(ごみ焼却場予定地)は、中長期的な計画として位置付けられている。</li><li>○当初の予定どおり、高度処理施設等で活用すべきであり、都市計画を変更すべきでない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○下水道の全体計画は、人口動向や開発需要等を踏まえた上で随時見直し、計画汚水量・浄化センター処理能力を設定している。</li><li>○見直しによる計画汚水量は、家庭排水や工場排水の節水などにより減少傾向にあり、近年の見直しでは、今回削除する用地以外の浄化センター用地で、施設の配置が可能となっている。</li><li>○高度処理施設は、水処理施設と一体的に行うことから、県道北側に配置する予定であり、配管等も集約できることから、維持管理の観点からも効率的であると考えている。</li></ul>

# 5. 住民意見の概要・見解（環境影響評価準備書 ※事業用地関係）

※意見の要旨及び意見に対する見解の原文はお手元に配布していますので、主なものを記載しています。  
 ※都市計画公聴会と類似の意見については、割愛しています。

意見の要旨	意見に対する見解
<p>○土壌汚染が発覚した地域、旧施設はそのまま放置するのか。迷惑施設は分散させて整備すべきではないのか。</p> <p>○過去の住民説明会では「場所の変更はできない」と言っていたが、土壌汚染のあとに変更したではないか。リサイクル施設は別の用地を探し、ごみ焼却施設だけ建設するという方針決定にも納得できない。</p>	<p>○土壌汚染が確認された地域は、事業用地から除外されているので、今後は鳥栖市において対応がなされる。候補地選定の経緯については、準備書に記載しているとおり。</p> <p>○説明会当時は、ごみ焼却施設とリサイクル施設、管理棟、多目的広場を整備するよう、配置計画を策定していた。</p> <p>その後、土壌汚染が確認されたことにより予定地を縮小した結果、ごみ焼却施設とリサイクル施設の併設が困難となったため、みやき町の現有施設（ごみ焼却施設）の耐用年数20年等を考慮した結果、ごみ焼却施設のみを優先的に整備することとした。</p>

## 5. 住民意見の概要・見解（環境影響評価準備書 ※事業計画関係）

※意見の要旨及び意見に対する見解の原文はお手元に配布していますので、主なものを記載しています。  
※都市計画公聴会と類似の意見については、割愛しています。

意見の要旨	意見に対する見解
○環境保全目標値(自主基準値)は、安全運転時の値なのか。炉のスタート時、停止期間時はどうなのか。	○自主基準値は、運転が安定しているときに遵守する基準としているが、炉の立ち上げ時、及び立下げ時にも、排ガス処理装置で処理をして排出することで、自主基準値を遵守するよう配慮している。 緊急事態が発生した場合は炉の停止を優先する。

# 5. 住民意見の概要・見解（環境影響評価準備書 ※建設用地選定関係）

※意見の要旨及び意見に対する見解の原文はお手元に配布していますので、主なものを記載しています。  
 ※都市計画公聴会と類似の意見については、割愛しています。

意見の要旨	意見に対する見解
<p>○県の広域化計画（H11策定）があるのに、神埼・吉野ヶ里が当初の計画枠組みに入っていなかったのはなぜか。2市3町となった時点で候補地選定もやり直すべきではないか。</p> <p>○旧ごみ処理施設の排ガスが38年間排出されていることを考慮すると、現建設予定地は候補地から外すべきだった。厚労省のデータによると、平成9年の旧施設からのダイオキシン排出濃度は、現在の環境基準の65倍であった。                  独自調査の結果、小森野校区では喘息、皮膚疾患が全国平均よりも多い。住民の健康を守るため、建設予定地の変更を望む。</p>	<p>○2市3町への広域化については平成23年から協議されているが、まずは現枠組みでの施設更新を前提として検討し、平成26年11月に神埼・吉野ヶ里から参加申し入れを受けて正式に協議を開始し、平成28年12月に覚書を締結した。                  2市3町においても鳥栖市のごみ排出量が最も多いことから、鳥栖市に建設することが適当であるという合意に達した。</p> <p>○旧施設の稼働を直接の原因とする健康被害については確認されていない。                  過去の施設による影響を調査することは困難だが、一つの指標として、小森野校区内の土壌に蓄積されたダイオキシン類について濃度を調査した結果、環境基準を十分下回っていた。                  次期施設については、国の基準を更に下回る自主基準を設け、万全な運転管理を行う。</p>

# 5. 住民意見の概要・見解（環境影響評価準備書 ※大気質関係）

※意見の要旨及び意見に対する見解の原文はお手元に配布していますので、主なものを記載しています。  
 ※都市計画公聴会と類似の意見については、割愛しています。

意見の要旨	意見に対する見解
<p>○微小粒子上物質調査の結果、環境基準を満たしていない調査地点があった。今後、工事や施設稼働により更なる影響が懸念される。周辺の通学路、農作物、農耕者への影響、風評被害も心配だ。</p> <p>○対象事業実施区域周辺の大気調査地点の周辺には鉄塔や円柱型タンクがあり、①最寄りの建物や樹木から、その高さの10倍以上の距離をおいて設置②周辺の建物等より高い位置に設置、測風塔では一般的には最も高い建物の1.3～1.5倍の高さが目安、といった設置時に考慮すべき事項を満たしていない。再測定すべき。</p>	<p>○微小粒子物質の調査結果が環境基準を満足していないことは、本地域における特異な事象ではないものと考えられる。                  資材運搬車両、廃棄物運搬車両の通行についての評価結果は、いずれも環境保全目標値を下回り、人の健康は保護される。                  近隣のごみ処理施設においても、風評被害は発生していない。</p> <p>○対象事業実施区域は平らで開けた場所となっており、風向風速計の設定については、浄化センター汚泥処理棟と、浄化センターNO2ガスタンクから可能な限り距離をとり、かつ県道に近づきすぎない場所を選定して測定を行っており、設置環境には問題ないと判断している。</p>

## 5. 住民意見の概要・見解（環境影響評価準備書 ※悪臭関係）

※意見の要旨及び意見に対する見解の原文はお手元に配布していますので、主なものを記載しています。  
※都市計画公聴会と類似の意見については、割愛しています。

意見の要旨	意見に対する見解
<p>○悪臭について、アセスの結果、敷地境界における規制基準の10分の1だったとのことだが、具体的な22物質の具体的な数値が記載されていない。具体的な数値がないと、施設共用による影響も予測できないのではないか。</p>	<p>○特定悪臭物質については、規制基準の10分の1の濃度まで測定できる方法を用いたが、定量下限値未満（機械で測定できるレベル以下）という結果だった。臭気指数については人による嗅覚測定法を用いたが、測定下限である10未満となったことから、具体的な数値をお示しすることはできない。 施設の稼働により、悪臭防止法に基づく基準で排出しても、敷地境界で基準を上回る場合があると予測されたので、基準を満足する許容流量を求めることで適切に運営していく。</p>

# 5. 住民意見の概要・見解（環境影響評価準備書 ※水質関係）

※意見の要旨及び意見に対する見解の原文はお手元に配布していますので、主なものを記載しています。  
 ※都市計画公聴会と類似の意見については、割愛しています。

意見の要旨	意見に対する見解
<p>○轟木川の水質調査の結果、BOD及び大腸菌群で環境基準を上回る場合があったとのことで、緊急に水質、土壌の検査を実施すべきである。                      轟木川の水門から宝満川へ合流する地点の河川の色が違うのは、旧ごみ処理施設やし尿処理施設が原因ではないのか。                      同河川には野鳥が多くいるが、轟木川水門の近くには野鳥がいないという話もある。</p>	<p>○轟木川のBODについては環境基準を上回る場合があったが、環境基準の評価は、年間を通じた全データの75%値によるものとされているので、環境基準を達成している。                      同河川の大腸菌群については環境基準を達成していないが、安良川でも同じような結果がでており、両河川のように生活排水が流入する小規模河川においては変動は大きく、達成は難しい状況である。県内の他の河川の多くが環境基準を満足できていない。                      なお、轟木川の色については、浄化センターから河川に放流される、排出基準を満たした放流水に含まれる有機物によるものとみられ、河川環境を悪化させるものではないと考える。                      野鳥がいない原因については、水門付近は河床も護岸もコンクリートとなっており、エサとなる生物が少ないことである可能性が考えられる。</p>
<p>○宝満川の下野付近について、水質調査、土壌調査を行い、過去の資料と比較されているのか。</p>	<p>○水質調査については、既存資料を基に準備書に記載している。                      土壌調査は、方法書の段階から調査を実施する計画がないので、現地調査は実施していない。</p>